

# 就 労 誓 約 書 【無償化用】

(宛先) 三芳町長

下記のとおり、求職活動の事由による認定申請をいたします。

## 求職活動予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

※求職活動での認定期間は最長3か月です。

## 求職の条件

月あたりの勤務時間 \_\_\_\_\_ 時間以上

※保育の必要性が認定されるためには、月64時間以上の就労を常態としている必要があります。

私の求職活動は、上記のとおり相違ありません。

上記求職活動予定期間にかかわらず、幼児教育・保育の無償化の認定開始月の翌々月10日（仕事を辞めた場合は辞めた翌月から起算して翌々月10日）までに就労証明書の提出ができない場合には、翌々月の末日をもって、預かり保育の利用料が無償化の対象外となっても異議を申し立てません。

また、求職活動の状況が変わった場合には、三芳町に届け出ることを約束します。

(例) 10月から無償化の対象となる場合

12月10日（土日祝の場合は翌開庁日）までに64時間以上の就労証明書の提出が必要です。提出がない場合は、12月末日をもって、預かり保育の利用料が無償化の対象外となります。

令和 年 月 日

【求職活動者】※誓約者本人が署名してください。

住所 三芳町

氏名

児童名

児童との続柄

## 【添付書類】

- ・求職活動を行っていることを証明する書類（ハローワークカード等）

求職活動予定期間前に就労誓約書を提出した場合は、求職活動開始後、速やかに証明書類等を提出してください。提出がない場合は、認定を取り消し、預かり保育の利用料が無償化の対象外となる場合があります。

## 【三芳町役場担当課】

従来型幼稚園・・・学校教育課 学務担当

その他・・・こども支援課 保育担当